

(案)

印
紙

造林事業請負契約書

- 1 事業名 松くい虫防除事業（特別防除・空中散布）請負
- 2 事業内容 ヘリコプターによる薬剤空中散布
（別冊 事業実施計画書（2号）第1項のとおり）
- 3 履行場所 佐賀県唐津市 浜崎虹ノ松原国有林外 125ろ林小班外
基地：松浦川河川敷
（別冊 図面のとおり）
- 4 契約面積 別紙 作業内訳書のとおり
- 5 事業期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から
令和8年7月31日まで
（うち佐賀森林管理署長が指定する期日 ※ただし雨天の場合は変更あり）
- 6 散布薬剤名及び数量 別紙 作業内訳書のとおり
- 7 使用機種 中型ヘリコプター AS350B：1機
- 7 作業仕様 別冊 作業仕様書のとおり
- 8 請負金額 金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円）
- 9 選択条項
別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
（選択されるものは○印、削除されるものは×印）

適用削除の区分	選 択 条 項	
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 請負金額の / 10以内とする	第35条第1項
×	中間前金払 請負金額の / 10以内とする	第35条第3項
×	部分払（作業期間中 月1回以内とする）	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

10 特約事項

- (1) 請負者は、発注者が作業実行監督員又は、発注者が特に指定したものを搭乗させる必要があると認めて請負者に書面によりその旨を通知したときはこれに応じなければならない。
- (2) 発注者又は発注者の職員が、運航中に受けた生命又は財産上の損害については、請負者はその損害の程度に応じて、これに相当する金額をもって賠償するものとし、賠償額は発注者請負者が協議して定めるものとする。
- (3) 天災その他やむを得ない事由により公共用のため航空機を他に転用しなければならない事情が発生したときは、発注者、請負者協議のうえ発注者は事業実行上支障がないと認めた場合、必要最小限度の期間に限り転用を承認するものとする。
発注者は承認した場合において、転用による不就航期間に相当する期間について、作業期間を延長することができるものとする。
- (4) 飛行に必要な運行上の諸準備及び航空法上必要な諸手続きは、すべて請負者が行うものとする。

上記の事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 佐賀森林管理署長 吉岡 哲也と請負者〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所有する。

令和 8 年 4 月 日

発注者 住 所 佐賀県佐賀市成章町2番11号
(甲)
分任支出負担行為担当官
佐賀森林管理署長 吉岡 哲也 印

請負者 住 所 〇〇県〇〇市〇〇
(乙)
〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 印

【注】請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄に、共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

請負者 〇〇共同事業体

代表者 〇〇株式会社
住所 〇〇県〇〇〇〇〇〇〇 〇番〇号
代表取締役 〇〇〇〇〇 印
住所 〇〇県〇〇〇〇〇〇〇 〇番〇号
代表取締役 〇〇〇〇〇 印
住所 〇〇県〇〇〇〇〇〇〇 〇番〇号
代表取締役 〇〇〇〇〇 印

特約事項（保護事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第20条により対応する。

特記仕様書

安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

1. 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
2. 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
3. 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
4. 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとする。
 - ①衛星携帯電話事業者名
 - ②衛星携帯電話サービス名
 - ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - ④利用料金
 - ⑤利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
 - ⑥本事業以外の事業への供用の有無
他事業名（署名・物件名）
5. 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
6. 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
7. 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
8. 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

特記仕様書

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast} \quad \ast \text{補正係数は 1.2 とする。}$$

事業実施計画書（2号）

- | | |
|----------------|--|
| 1 事業名 | 松くい虫防除事業（特別防除・空中散布）請負
① ヘリコプターによる散布作業 |
| 2 使用機種 | 中型ヘリコプター AS350B : 1機 |
| 3 散布装置 | 農林水産航空協会の定期整備検査に合格したもので、必ず使用年度の検査証を貼付してあるもの。 |
| 4 作業箇所等 | 散布箇所:佐賀県唐津市 浜崎虹ノ松原国有林 125ろ林小班外
ヘリポート基地:佐賀県唐津市 松浦川河川敷（別添 図面参照） |
| 5 散布面積 | 146.44ha |
| 6 散布薬剤
及び数量 | エコワン3フロアブル
585.76リットル（原液） |
| 7 散布希釈倍数 | 7.5倍 |
| 8 散布総量 | 4,393.2リットル |
| 9 散布回数 | 1回散布 |
| 10 散布期日 | 令和8年○月○日～令和8年7月31日のうち佐賀森林管理署長が指定する期日
（ただし、雨天等の天候不適の場合は順延） |
| 11 その他 | ① 「松くい虫予防（空中散布）作業仕様書」のとおり
② 住宅地等における農薬使用については必要な資格、又は研修を受けたものが責任者として従事すること。 |

仕様書(15)

松くい虫防除(空中散布)作業仕様書

1. 作業実施に当たっては、契約書及び本作業仕様書によるほか、災害防止、作業実施上、必要な事項について、作業着手前に監督職員の指示を受けること。ただし気象条件に対する飛行条件については、関係者等と協議して決定すること。
2. 本作業仕様書及び図面に対し質疑があるときは、監督職員の指示によること。
3. ヘリポートの設営は、ヘリの離着陸に必要な条件をみたすように飛行開始までに甲において実施する。
4. 甲は、ヘリポートの設営状況において乙に連絡し、乙は必要があれば担当者を派遣し、その可否について調査する。
5. 甲は、ヘリポート警備について、乙に協力する。
6. 吹き流し等の標識、離着陸に必要な準備は、乙において行うこと。
7. 航空機の運航、整備及びそれに付随する作業員の管理については、関係諸法令等の定めるところに従うこと。
8. 散布区域の周囲及び架線等の障害物には、旗等の標識があるので技術担当者、現場代理人等は、この標識と図面及び案内飛行により確認すること。
9. 飛行に対する気象情報は、双方が利用できるように甲乙協力するものとする。
10. 飛行中止の作業条件は、以下のとおりとする。
 - (1) 風速は、地上1.5mの位置における風速が液剤散布にあつては5m/秒、微量散布及び液剤少量散布にあつては3m/秒を超えるときは散布を行わないものとする。
 - (2) 上昇気流が強い場合には薬剤の空中への蒸散、散布区域以外への飛散、飛行の危険等が予想されるので散布は行わないものとする。
 - (3) 降雨中、降雨直後及び散布後まもなく雨が予想されるときは散布薬剤が松枝に定着しにくく、また、霧の時は散布区域の誤認等による危被害発生の恐れがあるので散布は行わないものとする。
11. 飛行記録は乙においてその都度記録し、散布終了後甲に提出すること。
12. 散布飛行速度は、平均時速70kmとする。
13. 散布飛行高度は、樹高から10m～15mの間とする。
14. 有効散布幅は27mとする。

15. 積載量は、平均420リットルとする。
16. 散布薬剤の種類、数量、希釈倍数、散布回数等は、別紙「事業実施計画書」のとおりとする。
17. 薬剤の散布に当たっては以下に留意すること。
 - (1) 散布日時は、空中散布実施計画に基づき実施することとするが、事前に必要事項等について関係者を含めた十分な打ち合わせを行うこと。
 - (2) 散布は、晴天又は曇天の日を選んで実施すること。ただし、本仕様書の10の作業条件の場合は中止すること。
 - (3) 散布装置は、農林水産航空協会の定期整備検査に合格したもので、必ず使用年度の定期検査証を貼付したものを使用すること。
 - (4) 散布は、林縁まで均等にまきむらのないように散布すること。
 - (5) 風向に注意して散布区域外に薬剤が漂流飛散しないよう努めること。
18. 散布による危被害等が発生した場合、または、恐れがあると考えられた場合は、速やかに監督職員へ報告して指示を受けること。
19. ヘリの離着陸に伴い、砂ぼこり等がたつ恐れがある場合は、あらかじめ散水等により、ほこりを防ぐ措置をとること。
20. 航空燃料は、ヘリの発着位置から25m以上離して、火気厳禁とすること。
21. 機体の洗浄は、洗浄水等が河川等に流入しない場所で行うこと。
22. 作業実施のための諸施設及び労務者の管理等については、労働関係法令を遵守すること。
23. 作業地の火災防止に万全の措置を行い、不注意により失火しないよう注意すること。
24. 作業が終了したときは、監督職員の指示に従い、作業現場の片づけを行うこと。
25. 仕様書等に明記しない作業で、本作業の実施に必要な諸作業は、乙の負担において行うこと。
26. その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。



特別防除(空中散布) 散布区域表示位置図

